

静岡県地球温暖化防止活動推進センターとは

センター次長 服部乃利子

- ・1998年制定された「温暖化対策推進法」に基づき、各県に1をもって指定されている温暖化対策の ための拠点センター。全ての都道府県に設置されています。
- ・静岡県は、3年に一度の公募制。 2004年、県知事より温暖化防止をミッションとする特定非営利活動法人アースライフネット ワークが指定を受け、6期連続、現在17年目。
- ・県内自治体や企業・団体、学校、県民と連携しながら、ユニークでかつ実効性のある地球温暖化 防止のための様々な取り組みを実施しています。



